令和８年（フ）第１４３号
兵庫県西宮市甲風園一丁目９番８号
破産者　株式会社センリ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３０３号
兵庫県尼崎市東難波町三丁目22番30号
破産者　Ｔｏｔａｌ　Ａｓｓｉｓｔ合同会社
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２９号
熊本県八代市日置町651番地の１
破産者　学校法人井本学園
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第２４０号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺４丁目７番49－３号、前住所石川県野々市市高橋町18番３号サウスコート105号
破産者　菅野　敦史
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３８５号
千葉県松戸市根本８番地の18　ニュー田中マンション305号、前住所千葉県松戸市上本郷907番地の３　メゾン・プラッツ103号
破産者　小川　　昇
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８４号
千葉県松戸市高塚新田494番地の11　梨香台団地９棟508号室
破産者　神田　　保
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６０４号
千葉県柏市桜台14番23―104号
破産者　上久保敦史
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３１号
千葉県野田市尾崎269番地の２　リズムホーム野田尾崎Ⅱ　201号室
破産者　鈴木　陵司
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３２号
千葉県柏市緑台４番地３　イルマーレブルー緑台101号
破産者　増井　修一
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３５号
千葉県柏市松葉町７丁目26番地８　第２松葉町マンション301号
破産者　柳沢　久人
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３９号
千葉県野田市吉春29番地
破産者　寺田　常雄
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４８号
千葉県流山市平和台１丁目11番地の23
破産者　小林　由樹
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４４６号
福岡市中央区今泉一丁目13―11エトランゼＸ906号
破産者　博多ファクトリー株式会社
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１１０号
埼玉県戸田市新曽880－２　グレース蔵前106髙橋方、商業登記簿上の本店所在地埼玉県戸田市大字新曽1211―303
破産者　株式会社ネクストイノベーション
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第７９７号
千葉県柏市松葉町３丁目21番地６　パールハイツ矢野25―101号
破産者　松本　好雄
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第９０８号
千葉県松戸市大字小山356番地１
破産者　合同会社Ｏｎｅ　Ｌｅａｆ　Ｃｌｅａｎ
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第９０９号
東京都足立区千住龍田町８番１号　福島ビル302
破産者　福島龍之介
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１６号
千葉県松戸市胡録台18番地の３
破産者　大原　竜太
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３２９号
山梨県笛吹市八代町北441番地３
破産者　ライクス株式会社
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４８号
山梨県北杜市高根町清里3545番地1482
破産者　合同会社ＭＩＬ
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係